

---

# 報 酬 規 程

社会福祉法人 俊英館福祉事業会

## 報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人俊英館福祉事業会（以下、「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員等（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員のうち、日常的に法人運営に携わる理事に対して報酬を支給する。

### (支給額)

第3条 支給額は、評議員会の議決を得て決定する。なお、理事長として選出され法人を代表して運営に携わる理事は、月額30万円とし、法人運営に携わる理事は、月額25万円を基本とする。

### (出退勤)

第4条 報酬の支給対象となる理事の出退勤は、出勤簿の押印等により確認する。

### (支給日)

第5条 報酬は、毎月25日（支払日が休日は前日）に支払う。

### (費用弁償)

第6条 役員等が会議に出席したときは、交通費相当額として日額5,000円の費用を弁償することができる。

### (適用除外)

第7条 法人の職員にはこの規程を適用しない。

### (改正)

第8条 この規程は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。(報酬額の改定)

附 則

この改正規程は平成29年4月1日から施行する。(費用弁償の規定)